

# 医療法人社団七仁会 田園調布中央病院倫理委員会 規程

## (目的)

- 第1条 田園調布中央病院は、臨床の現場において日常的に発生する倫理問題の検討審議を行い、患者の人権や生命及び医療行為が倫理的配慮のもとに行なわれることを目的として、田園調布中央病院倫理委員会（院内臨床倫理委員会）以下「委員会」という）を置く。

## (目標)

- 第2条
1. 倫理的目的を認識し、解決に結びつくよう実践的対策を立てることができる倫理的感受性と倫理的意思決定能力を養う。
  2. 議論を通じて自らの意見を表出し意思決定できる能力を養う。

## (方針)

- 第3条
1. 倫理的概念や倫理に関する理解を深めるための学習をする。
  2. 各部署における倫理的ジレンマを検討し、問題提起した部署にフィードバックする。
  3. 顕在化した倫理的問題に関し、必要あれば病院に対し問題提起し、問題の解決が図られるようにする。

## (組織)

- 第4条
1. 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。
    - (1) 病院長
    - (2) 医局 2名
    - (3) 事務長
    - (4) 看護部長
    - (5) コメディカルより 2名
    - (6) 事務部 1名
    - (7) 外部委員 2名
  2. 前項の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
  3. 委員に欠員が生じたとき、あらたに委員を任命する。その委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (委員長)

- 第5条
1. 委員会に委員長を置き、医師をもって充てる。
  2. 委員長は、委員会を招集し、その議長を務める。
  3. 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (審議対象)

- 第6条
1. 日常的な倫理問題を意識的に取上げ、院内全体の倫理意識を高める。
  2. 院内における医療行為ならびに個々の症例に関する倫理的検討及び問題解決
  3. 医療倫理に関する指針・基準の策定
  4. 病院職員における医療倫理教育・研修
  5. 患者の権利に関する事項
  6. 日常の医療上のさまざまな人権問題への対応
  7. 院内委員会と競合する審議事項についての対応
  8. プライバシーの保護及び公開性について
  9. 個人情報保護の保護に関する規程については別に定める規定による

(会議)

- 第7条
1. 委員会は必要に応じて開催する。ただし、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
  2. 委員長が必要と認める場合は随時開催する。
  3. 委員会は、その審議に関し、必要ある場合は委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。
  4. 審議の結論は、出席委員全員の合意を原則とする。
  5. 委員が申請者になった場合は、審議に加わらないものとする。

(委員会任務)

- 第8条
1. 委員長及び委員は、委員会の審議事項について倫理的問題が解決されるように院内全体に周知する。
  2. 審議に関わる記録は保存し、委員長が必要と認めた場合は公開することができる。

平成14年	4月	1日	施行
平成15年	9月	1日	改訂
平成16年	11月	1日	改訂
平成17年	10月	1日	改訂
平成18年	2月	1日	改訂
平成19年	4月	1日	改訂
平成21年	4月	1日	改訂
平成22年	4月	1日	改訂
平成22年	6月	1日	改訂
平成22年	9月	1日	改訂
2019年	4月	1日	改訂
2020年	4月	1日	改訂
2021年	4月	1日	改訂